

養護老人ホームとは

老人福祉法に基づき居住地の市町村が入所措置(行政処分)する施設です。入所希望者が居住地の市町村長へ申請し、入所判定委員会で入所の適否を判定します。

養護老人ホームとは、65歳以上で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設です。(老人福祉法第二十条の四)

1 環境上の理由

- ①健康状態:入院加療を要する病態でないこと
- ②環境の状況:家族や住居の状況など、現在置かれている環境下では在宅において生活することが困難であること

2 経済上の理由

- ①生活保護世帯
- ②非課税世帯(生計を維持している者が非課税)
- ③災害その他の事情により、世帯の生活の状態が困窮していると認められた場合

3 その他

上記1, 2を満たす場合でも、介護や資産の状況等を総合的に考慮し、他制度のご案内をする場合があります。

入所の流れ

個別相談

養護老人ホームに入所を希望する方は、高齢者支援課までご相談ください。
(※契約入所とは異なり、入所先についても高知市が決定します。)

本人面接

担当者がご本人と面接を行い、入所への意思確認、心身状況等の確認を行います。

入所申請

申請書類一式をお渡しします。
(※診断書や戸籍等、各々提出いただく資料が異なりますので、申請書類は面接後にお渡ししています。)

入所判定委員会

高知市老人ホーム入所判定委員会(月1回開催)で、申請書や面接の内容に基づき、入所措置の要否を総合的に判定します。

結果通知

結果を申請者に通知します。

入所決定

入所の順番が来た方には、施設から連絡が入ります。